平成２４年（フ）第１００号
北海道旭川市２条通20丁目1527番地　サンライズ205
債務者　小形佐知子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
北海道旭川市西神楽北２条２丁目228番地の37
債務者　大久保直人
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７４号
東京都昭島市朝日町２丁目３番34号サンハイツアサヒ202号
債務者　古澤　　強
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７８号
東京都福生市武蔵野台１丁目17番地28
債務者　平田　直之
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１９号
東京都府中市若松町１丁目26番地の19ベルズフローラ301
債務者　上別府正一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井700番地日の出荘18号
債務者　近野　正雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
東京都昭島市宮沢町２丁目26番１号ハイムあさひ103号
債務者　谷本　健志
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４９号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目19番28号　マンション昴Ａ102、前住所静岡県浜松市北区初生町994番地の４
債務者　山下　　環
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４２号
秋田県大館市早口字丸谷地26番地６
破産者　協同組合サンエース秋田
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１４号
秋田県大館市比内町笹館字小森山24番地16
破産者　有限会社工藤技工
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４５０号
千葉県柏市篠籠田1040番地の２
破産者　有限会社和光製作所
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２３号
千葉県松戸市東平賀105番地の22　リヴィエール203号
破産者　立原　由紀
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５３号
千葉県習志野市藤崎４丁目15番21号　サンコーポ201号、開始決定時の住所千葉県船橋市田喜野井７丁目２番15―201号
破産者　古賀　偉介
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９８号
千葉県市川市福栄３丁目22番10号
破産者　岡下　　齊
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３号
長野県佐久市下越230番地10
破産者　丸山　重雄
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１８１５号
名古屋市中川区高畑２丁目２番地
破産者　日菱金属株式会社
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６６号
名古屋市千種区竹越２丁目６番35号
破産者　株式会社レッドホットカンパニー
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部